

建築主・設計者施行者の皆様へ

2025年4月1日施行 改正建築基準法・建築物省エネ法

施行日前の確認申請書の提出について

令和7年4月1日施行の建築基準法・建築物省エネ法改正に伴い、審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化等が開始になります。

法改正の施行は「工事着手日」を基準として適用されます。

法改正施行日前に確認申請を提出される場合、以下の点をお願いします。

3月中に工事着手する場合、余裕をもって確認申請を提出してください。

4号建築物は3月14日（金）までの提出をお願いします。

3月14日までに提出された場合であっても、申請の内容によっては（消防同意、浄化槽、許可等が必要な場合など）3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。

年度末に申請が集中することが想定されますので、できる限り早めの申請をお願い致します。

3月中に確認済証が交付されなかった場合、改正後の法律の審査に必要な書類（構造・省エネ等に係る図書）を追加で提出していただきます。

※追加書類につきましては4月1日以降速やかに提出してください。追加書類の提出が無い場合は確認済証は交付されません。

3月中に確認済証が交付され、4月1日以降に工事着手する場合は速やかに計画変更申請の提出をお願いいたします。

お問合せ先

株式会社山形県建築サポートセンター

■本社 〒990-0825 山形県山形市城北町一丁目 12-26
TEL.023-645-6600 FAX.023-645-6601
E-mail: info@asc-y.co.jp

■おきたま事務所 〒990-0012 山形県米沢市金池三丁目 2-40 ■庄内事務所 〒997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 16-10
TEL.0238-37-1717 FAX.0238-37-1718 TEL.0235-68-2271 FAX.0235-68-2071
E-mail: okitama@asc-y.co.jp E-mail: shonai@asc-y.co.jp